EUROPEAN BUSINESS COUNCIL IN JAPAN
THE EUROPEAN (EU) CHAMBER OF COMMERCE IN JAPAN

家庭用品品質表示に係る規制改革要望

(貿易・投資等ワーキング・グループ資料)
2013年11月22日

欧州ビジネス協会
小売・卸売委員会
菅井　圭子
ビョーン・コングスタード

家庭用品品質表示法とは

- 家庭用品品質表示法は、家庭用品の品質に関する表示の適正化を図り、一般消費者の利益を保護することを目的に、昭和37年に制定されました。
- 本法が制定された当時は、表示に際しての具体的なルールが一般化されておらず、市場に不適正な品質表示の製品が横行し、消費者被害の発生する可能性が高い状況でしたが、その後、本法施行の効果もあり適正な品質表示が定着してきている状況です。
- 家庭用品は、生活スタイル、ニーズの変化や技術革新等により様変わりしてきており、対象とする品目や表示を行う事項等については、こうしたことを踏まえ、必要に応じて見直しが行われています。

（消費者庁HPより） http://www.caa.go.jp/hinpyo/outline/outline_01.html

家表法の現状

表示事項が個別具体的で複雑である*

- 消費者の利益を保護していると言えない
  1. 難解で商品選択に不要な表示事項
  2. 製品購入時に消費者の品質識別に寄与していない
  3. 対象外品目は規制を受けない
- 事業者の対応負荷大*
  4. 表示内容に柔軟性がない
  5. 対象品目、表示内容が分かり難い*
  6. 対応コスト*
- 表示事項は告示や政令で規定されているため、頻繁な修正を想定していない

＊ 平成22年度　消費者庁　委託調査 「家庭用品品質表示に関する調査」報告書より引用

対象品目一覧

繊維製品 （35品目） 詳細	糸 / 織物、ニット生地及びレース生地 / 上衣 / ズボン / スカート / ドレス及びホームドレス / プルオーバー、カーディガンその他のセーター / ワイシャツ、開襟シャツ、ポロシャツ、その他のシャツ / ブラウス / エプロン、かっぽう着、事務服及び作業着 / オーバーコート、トップコート、スプリングコート、レインコート、その他のコート / 子供用オーバーオール及びロンパース / 下着 / 寝衣 / 靴下 / 足袋 / 手袋 / ハンカチ / 毛布 / 敷布 / タオル及び手ぬぐい / 羽織及び着物 / マフラー、スカーフ及びショール / ひざ掛け / カーテン / 床敷物（パイルのあるものに限る）/ 上掛け（タオル製のものに限る）/ ふとん / 毛布カバー、ふとんカバー、まくらカバー及びベッドスプレッド / テーブル掛け / ネクタイ / 水着 / ふろしき / 帯 / 帯締め及び羽織ひも
合成樹脂加工品 （8品目） 詳細	洗面器、たらい、バケツ及び浴室用の器具 / かご / 盆 / 水筒 / 食事用、食卓用又は台所用の器具 / ポリエチレンフィルム製又はポリプロピレンフィルム製の袋 / 湯たんぽ / 可搬型便器及び便所用の器具（固定式のものを除く）
電気機械器具 （17品目） 詳細	電気洗濯機 / ジャー炊飯器 / 電気毛布 / 電気掃除機 / 電気冷蔵庫 / 換気扇 / エアコンディショナー / テレビジョン受信機 / 電気ジューサー、電気ミキサー及び電気ジューサーミキサー / 電気パネルヒーター / 電気ポット / 電気ロースター / 電気かみそり / 電子レンジ / 卓上スタンド用けい光灯器具 / 電気ホットプレート / 電気コーヒー沸器
雑貨工業品 （30品目） 詳細	魔法瓶 / かばん / 洋傘 / 合成洗剤、洗濯用又は台所用の石けん、住宅用又は家具用の洗浄剤 / 住宅用又は家具用ワックス / ウレタンフォームマットレス、スプリングマットレス / 靴 / 革又は合成皮革の手袋 / 机及びテーブル / いす、腰掛け及び座いす / たんす / 合成ゴム製のまな板 / 革又は合成皮革の上衣、ズボン、スカート、ドレス、コート及びプルオーバー、カーディガン、その他のセーター / 塗料 / ティシュペーパー及びトイレットペーパー / 漆又はカシュー樹脂塗料を塗った食事用、食卓用又は台所用の器具 / 接着剤 / 強化ガラス製の食事用、食卓用又は台所用の器具 / ほうけい酸ガラス製又はガラスセラミックス製の食事用、食卓用又は台所用の器具 / ショッピングカート / サングラス / 歯ブラシ / 食事用、食卓用又は台所用のアルミニウムはく / ほ乳用具 / なべ / 湯沸かし / 障子紙 / 衣料用、台所用又は住宅用の漂白剤 / 台所用、住宅用又は家具用の磨き剤：クレンザー、その他の磨き剤 / 浄水器

出典：消費者庁HP

例1. スプリングマットレスの表示事項

表示例

構　造　　一体式
寸　法　　厚さ２００mm×幅１０００mm×長さ２０００mm
コイルスプリングの形状
　　ちょうちん形ばね　線材の直径３．７３mm
コイルスプリングの数　　７０
コイルスプリングの材料の種類
　　ＳＷＲＨ５７Ａ・硬鋼線Ａ種
詰物の材料　　ウレタンフォーム、フェルト（ジュート）
外装生地の組成　　綿　５０％　　レーヨン　５０％
使用上の注意
　・湿気を避け、風通しをよくする旨
　・無理に折り曲げない旨
　・スプリングマットレスの上で飛んだり、跳ねたりしない旨

○○××株式会社
東京都千代田区○○町××番地
ＴＥＬ　０３－９９９９－９９９９

- 寸法はミリメートル表記、厚さ、幅、長さの順。

⇒ 消費者に馴染みのない表示事項

- 難解かつ複雑なルール
- 商品購入に不要な情報
- 尚、ベッド（フレーム部分）は対象外で、寸法材質等の表示は定められていない。

⇒ 消費者保護になっていると言えるか

例2. ガラス製卓上用魔法瓶の表示事項

品　　名	ガラス製卓上用魔法瓶	
実 容 量	２．２Ｌ	
保温効力	６０度以上（２４時間）	
	８０度以上（１０時間）	
材料の種類	中瓶のガラス	ほうけい酸ガラス
	胴部	鋼（印刷鋼板）
	ふた	ポリプロピレン
	コップ	ポリプロピレン
	口金	鋼（クロムめっき）
	中栓	ポリプロピレン
	揚水パイプ	鋼（クロムめっき）

使用上の注意

・中栓及びふたは確実に閉めて使用する旨
・熱いものを入れて使用する場合には、横転させても中身が流れないように注意する旨
・子供のいたずらに注意する旨
・丸洗いをしない旨
・ドライアイス又は炭酸飲料は入れない旨

○○××株式会社
東京都千代田区○○町××番地
ＴＥＬ　０３－９９９９－９９９９

- ステンレス製卓上魔法瓶は対象外。
- 一律な使用上の注意。

⇨ 指定品目制度の限界

例3. 机又はテーブルの表示事項

表示例

外形寸法　幅１８００mm×奥行き９７０mm×高さ６５０mm
甲板の表面材　合成樹脂化粧繊維板（メラミン樹脂）
表面加工　ラッカー塗装
取扱い上の注意
・直射日光又は熱を避ける旨
・加熱したなべ、湯沸かし等を直接置かない旨

○△□株式会社
東京都千代田区○○町××番地
ＴＥＬ 03-9999-9999

- ガーデンファニチャー（屋外用製品）も対象で、直射日光又は熱を避ける旨を記載。
- 直射日光について、又は熱について、いずれか記載があればよいとの指導。

⇨ 屋外用製品に、直射日光又は熱表示があり消費者が混乱

要望

対象品目制度を見直し、個々の製品の特性に応じた事項の表示を可能にすることを要望します。真の消費者の利益を目指し、また世界の市場に製品を供給するグローバル企業のニーズもご考慮いただきたい。これは海外市場への販路を拡大を求める日本企業にも共通の利益となります。

短期的（1～3年）：告示の見直し等
　　品目ごとの規則について、必要最低限のルールを定め事業者の裁量を拡大

中期的（3～5年）：家庭用品品質表示法施行令の改正
　　対象の指定90品目を真に表示が必要なものに絞り込み

長期的（5年～）：家庭用品品質表示法の改正
　　現行の対象品目制度自体を見直し、包括的な品目を対象とする